

2020年度 (2021年3月期)決算
住生活少額短期保険の現状
2021

はじめに

平素より、住生活少額短期保険をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

この度、当社の業務および事業の概況、財務状況等についてご説明するためにディスクロージャー誌「住生活少額短期保険の現状2021」を作成いたしました。

本誌が当社の現状についてご理解いただく上で、お役立ていただけましたら幸いです。今後とも、一層のご支援ならびにご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

※本誌は「保険業法第272条の17において準用する保険業法第111条及び同施行規則第211条の37」に基づいて作成したディスクロージャー資料（業務及び財産の状況に関する説明書）であります。

目次

I. 会社の概要および組織	
1 トップメッセージ	1
2 会社概要	1
3 会社の沿革	2
4 会社の組織	2
5 株式の状況	2
6 役員の状況	3
II. 主要な業務の内容	
1 取扱商品	4 ~ 5
(1) 既存住宅設備保険 (2) 住設機器保険	
2 保険募集の体制	6
3 保険金支払	6
4 再保険の状況	7
III. 運営に関する事項	
1 業務の適正を確保するための体制	7
2 リスク管理体制	7
3 親会社等との間の取引に関する事項	7
4 個人情報の取り扱い	8 ~ 9
5 指定紛争処理支援機関	10
6 反社会的勢力への対応	10
IV. 主要な業務の状況	
1 直近の事業年度における主要な業務の概況	11
2 主要な業務の状況を示す指標	11
3 直近2事業年における業務の状況	12 ~ 16
(1) 主要な業務の状況を示す指標等 (2) 保険契約に関する指標等	
(3) 経理に関する指標等 (4) 資産運用に関する指標等	
(5) 責任金備金の残高の内訳 (6) ソルベンシー・マージン比率	
(7) 時価情報等	
V. 経理の状況	
1 計算書類等	17 ~ 25
(1) 貸借対照表 (2) 損益計算書 (3) 株主資本等変動計算書	
(4) キャッシュ・フロー計算 (5) 事業費の明細	

I. 会社の概要および組織

1. トップメッセージ

まずは、新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さま、感染拡大によりご不安な日常生活や事業運営を余儀なくされていらっしゃる皆さまに、謹んでお見舞い申し上げます。

また、日々、医療の最前線で治療に尽力されている医療従事者の皆さまに敬意を表するとともに、感染が1日も早く収束することを願っております。

住生活少額短期保険は2016年4月に設立、2017年4月“既存住宅に安心をプラス。住生活を支える保険会社”をコンセプトとして営業を開始。以来、「既存住宅設備保険」、「住設機器保険」といった業界では唯一の住宅設備の故障に特化した保険を開発・販売し、おかげ様で創立5周年を迎えることができました。お客さまをはじめ、あらゆるステークホルダーの皆さまのご支援、ご理解に改めて感謝申し上げます。

住宅設備の故障に特化した保険として、これまでに無い商品性よりお客様への認知に苦戦をしてきましたが、今期はコロナ禍の影響で社会全体の総需要が減少する中、不動産事業者様からの引き合いが増加、特に全国主要都市の事業者様より引き合いをいただいております。住宅設備保険に対する認知向上およびニーズの裾野拡大を感じております。引き続き、商品の認知活動を進め、お客様の安心をサポートしてまいります。

私たち「住生活少額短期保険」は住生活におけるあらゆる場面でおこりうる「もしも」に備える保険をご用意し、“住生活に安心感を…”“誰もが安心して暮らし続けたい…”そんな当たり前を脅かす「もしも」の時に「入って良かった」を目指して…

私たちは生活者の視点を大切にして商品提供をしてまいります。



住生活少額短期保険株式会社

代表取締役 齊藤 武司

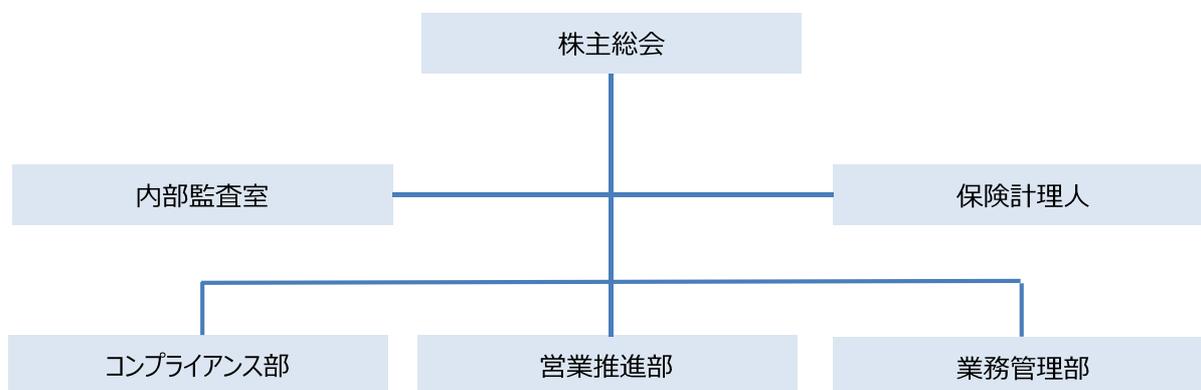
2. 会社概要 (2021年3月31日現在)

商号	住生活少額短期保険株式会社
所在地	東京都墨田区両国2丁目10番14号 両国シティコア17階
代表取締役	齊藤 武司
設立	2016年4月1日（営業開始 2017年4月1日）
資本金	135,000,000円（資本準備金135,000,000円）
登録	関東財務局長（少額短期保険）第74号（2017年2月15日登録）

3.会社の沿革

2016年 4月	住生活株式会社（少額短期保険業者準備会社）設立
2017年 2月	少額短期保険業者として関東財務局登録完了 「関東財務局長（少額短期保険）第74号」
	住生活少額短期保険株式会社に商号変更
2017年 4月	「既存住宅設備保険」販売開始
2019年10月	「住設機器保険」販売開始

4.会社の組織



5.株式の状況

(1) 株式数

発行可能株式総数10,000株（うち普通株式総数 1,000株、うちA種類株式総数 9,000株）
発行済株式の総数 5,400株（うち普通株式総数 200株、うちA種類株式総数 5,200株）

* A種類株式は、株主総会において議決権を行使することができない、議決権制限付株式です。

(2) 当年度株主数

7名

(3) 株主

株主の氏名または名称	普通株式		A種類株式	合計	
	持株数	議決権比率	持株数	持株数	出資比率
ジャパンホームシールド（株）	100株	50%	5,200	5,300株	98.1%
損害保険ジャパン（株）	18株	9%	－	18株	0.3%
その他個人株主5名	82株	41%	－	82株	1.5%
合計	200株	100%	5,200株	5,400株	100%

* A種類株式は、株主総会において議決権を行使することができない、議決権制限付株式です。

6. 役員 の 状 況

(2021年3月末時点)

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
斉藤 武司	代表取締役	ジャパンホームシールド株式会社 代表取締役
久末 博之	取締役	-
石井 洋一	取締役 (非常勤)	JHSエンジニアリング株式会社 代表取締役 ジャパンホームシールド株式会社 取締役 ファーストインスペクションサービス株式会社 取締役
宮川 邦雄	取締役 (非常勤)	ファーストインスペクションサービス株式会社 代表取締役 ジャパンホームシールド株式会社 取締役 JHSエンジニアリング株式会社 取締役
平田 幸子	監査役 (非常勤)	ジャパンホームシールド株式会社 監査役 JHSエンジニアリング株式会社 監査役 ファーストインスペクションサービス株式会社 監査役

Ⅱ. 主要な業務の内容

1. 取扱商品

(1) 既存住宅設備保険

2017年4月より販売開始。

既存住宅の購入者等を主な対象とし、住宅に設置の対象設備に、故障・不具合が生じた際、それを修理するための費用（部品代、材料費、人件費、交通費、その他修理に要した費用等）を補償します。

保険の対象となる設備は、当社が指定する者の検査により正常に稼働することが確認された設備です。

「補償プラン例」

設置場所または設備	対象設備	各対象設備ごとの支払限度額	
		製造から15年以内	製造から15年超30年以内
システムキッチン 	ガスコンロ・IHクッキングヒーター レンジフード・ビルトインオープンレンジ ビルトイン食器洗乾燥機 ビルトイン浄水器・ディスポージャー 電動昇降機戸棚 シンク（排水）/水栓	15万円	3万円
システムバス 	浴槽・換気（暖房）乾燥機/バスミスト 水栓/排水		
給湯設備 	給湯器（操作パネル含む）		
洗面室 	洗面化粧台/水栓・換気扇 洗濯機用水栓/洗濯機パン		
トイレ 	本体/機能付便座/ロータンク/手洗器 換気扇		
居室 	ビルトインエアコン 床暖房システム		
廊下・玄関 	インターホン ダウンライト照明/照明スイッチ		
外部・その他 	スロップシンク/外水栓		

① 住宅設備の修理費用を保険でカバー

保険金としてお支払いする額は、故障した対象設備の修理費用です。

※修理費用が再調達価額を超える場合は、再調達価額をお支払いいたします。

② 充実の補償

事故の都度、各設備ごとに、ご契約プランの保険金額を限度（注）として補償します。

保険金をお支払した場合でも、その後における保険金額は減額しません。

（注）製造から15年超30年以内の設備はご契約プランの保険金額の20%が限度となります。

③ 火災・風災などに対応する災害見舞金特約

対象設備に火災、風災、ひょう災、雪災、水災により損害が生じた場合に見舞金をお支払いする特約の付帯が可能です。（お支払額は設備保険金の20%の額）

④ 駆けつけサービス（本保険にセットされるサービスです）

水まわり応急処置：給排水管のつまりや故障によるあふれの応急処置など

玄関のカギ開け：対象物件の玄関の開錠（破綻対応となる場合がございます）

窓ガラスの応急処置：対象物件の窓ガラスのヒビ、割れ、破損を養生し、ガラス破片などを撤去

* 詳細については、「重要事項の説明」、および普通保険約款・特約を参照下さい。

(2) 住設機器保険

2019年10月より販売開始。

主として賃貸経営者等を対象とし、対象設備に、故障・不具合が生じた際、それを修理するための費用（部品代、材料費人件費、交通費、その他修理に要した費用等）を補償します。

保険の対象となる設備は、申込時に不具合が無いと申告を受けた設備です。

設置場所または設備		各対象設備ごとの支払限度額 (製造から事故発生時までの経過年数)	
		15年以内	15年超30年以内
システムキッチン	ガスコンロ・IHクッキングヒーター レンジフード・シンク(排水)/水栓	15万円	3万円
システムバス	浴槽/換気扇/水栓		
給湯設備	給湯器(操作パネル含む)		
洗面室	水栓/換気扇 洗濯機用水栓/洗濯機パン		
トイレ	便器/ロータンク/機能付き便座 手洗器/換気扇		
廊下・玄関	インターホン ダウンライト照明/照明スイッチ		
■任意特約 個別製品特約	エアコン/床暖房/暖房機 ※個々の申込が必要	10年以内	11年以上15年以内
		15万円	3万円

①住宅設備の修理費用を保険でカバー

保険金としてお支払いする額は、故障した対象設備の修理費用です。

※修理費用が再調達価額を超える場合は、再調達価額をお支払いいたします。

②充実の補償

事故の都度、各設備ごとに、ご契約プランの保険金額を限度(注)として補償します。

保険金をお支払した場合でも、その後における保険金額は減額しません。

(注)製造から事故発生時までの経過年数が15年超の設備はご契約プランの保険金額の20%が限度となります。

③エアコン・床暖房・暖房機を補償する個別製品特約

必要に応じてそれぞれ個別で台数を指定し補償を受けることができます。

(注)基本の補償とは異なり製造から事故発生時までの経過年数が10年超15年以内の設備はご契約プランの保険金額の20%が限度となります。

④火災・風災などに対応する災害見舞金特約

対象設備に火災、風災、ひょう災、雪災、水災により損害が生じた場合に見舞金をお支払いする特約の付帯が可能です。

※お支払額は設備保険金の20%相当額

* 詳細については、「重要事項の説明」、および普通保険約款・特約を参照下さい。

2. 保険募集の体制

(1) 保険募集の方法

当社の保険募集の方法は直接販売または当社と代理店委託契約を締結した代理店により取り扱い、保険業法等に準拠した保険の募集・保険の契約が適切に行われるように保険代理店に対する教育・管理・指導を行います。

(2) 代理店登録および届出

当社は、「代理店委託管理規程」に基づき、登録要件などの基準をもとに代理店としての適格性を審査したうえで、保険業法第276条に基づき内閣総理大臣への代理店登録を行います。また少額短期保険を募集する際には「少額短期保険募集人資格」に合格していることを確認し、内閣総理大臣への届出を行います。

(3) 代理店教育

代理店は、お客様に適切に保険商品の説明をし、お客様の意向を確認した上で保険契約を締結いたしますがその際には、法令等を遵守した保険募集が求められております。そのため、当社では保険募集人が適切な保険募集を行えるように、保険募集人の事前研修を実施します。また、定期的な研修により、法令等に基づいた適正な保険募集活動を確保するための体制の維持・管理に努めて参ります。

(4) 勧誘方針

当社では、お客様への販売・勧誘にあたって「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、勧誘方針を次のとおり定め保険商品の適正な販売活動に努めます。

「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、当社の勧誘方針を次のとおり定め、保険商品の適正な販売活動に努めます。

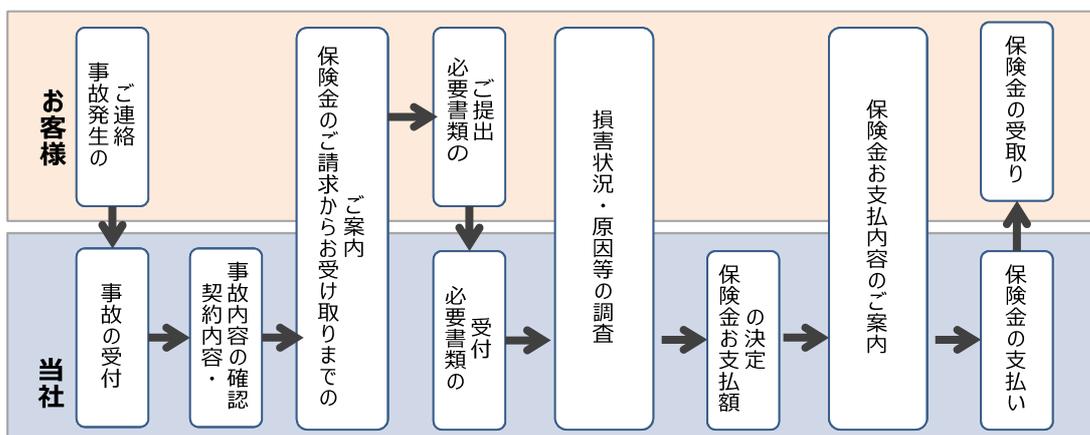
1. 金融商品の販売に関する法律、保険業法、消費者契約法、個人情報の保護に関する法律およびその他各種法令等を遵守し、適正な保険販売に努めます。
2. 保険商品の内容および契約に関する重要事項については、パンフレット、重要事項説明書による説明を行い、お客さまが十分に理解されたうえでご契約いただくよう努めます。
3. 保険の販売、勧誘は、時間帯や場所、勧誘方法などに十分配慮し、お客さまのご了解をいただいたうえで行います。
4. お客さまのお問い合わせには、適切で丁寧な対応に努め、万一事故が発生した場合には迅速かつ適正な保険金の支払いに努めます。
5. 個人情報保護の重要性を認識し、お客さまの情報については、適正かつ厳正な管理に努めます。
6. お客さまのご意見や、ご要望等の収集に努め、今後の保険商品の開発やサービスの提供に反映していくよう努めます。

3. 保険金支払

当社は、保険金の支払いを、少額短期保険業の基本的かつ最も重要な業務であることを認識し、保険金請求に対して迅速かつ、適切な保険金支払を行う体制を確保しています。

(1) 事故発生から保険金お支払までの流れ

【 事故発生から保険金お支払いまでの一般的な流れ 】



(2) 業務運営

当社は損害状況の確認業務等において、事故受付業務ならびに損害調査業務を外部に一部を委託する場合があります。

当社は委託先の監督と指導を行い、保険契約者の保護の観点より、公正かつ迅速な保険金支払態勢を確保するため、委託業務管理態勢の整備を図ります。

4. 再保険の状況

当社は、保険の一部につき、再保険会社と再保険契約を締結し、十分な保険金支払能力の維持に努めております。再保険先の選定においては、再保険契約の締結により経営の健全性を損なうことを未然に防止することを目的として格付け機関によるA-以上を取得・維持している保険会社を選定することを基本とし、保険会社の実績や財務状況、契約条件を検討の上、再保険契約を締結して、保険責任の一定割合を移転しています。

Ⅲ. 運営に関する事項

1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役及び使用人の職務の遂行が法令および定款に適合することを確保するための体制の確保のため、取締役会で内部統制基本方針を策定するとともに、次のとおり決議しております。

- ① 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
当社はグループ共通の倫理規定としての行動指針を定め、役員を含む全従業員が少なくとも年1回の読み合わせおよび遵守の誓約を行う。また、当社は反社会的勢力を認めず、一切の関係を持たない。それら反社会的勢力による被害防止のため圧力には組織で対処し、毅然とした態度で臨む。
- ② 取締役および使用人の職務の執行に係る情報保全および管理に関する体制
当社は法令および社内規定に基づき、文書等の保存を行う。取締役および使用人は、規定に基づき、常時、その文書等を閲覧できる。
- ③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は定例の取締役会を年4回開催する。また、経営効率を向上させるため、取締役および主要部門長が出席する経営会議を定例的に開催し、業務執行に係る意思決定を機動的に行う。
- ④ 当社およびグループ会社における業務の適正を確保するための体制
当社は親会社およびその親会社に対して事業状況の定期的な報告をおこない、重要案件については承認を受ける。

2. リスク管理体制

当社では少額短期保険会社としての業務の健全性及び適切性の観点から、リスク管理体制の整備・確立が経営上極めて重要であると認識しており、リスク管理のための社内規程の制定および社内の組織体制を確立しております。

当社の管理すべき保険引受リスク、資産運用リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスクについて、危機発生時には適切な施策が講じることができるような社内体制が整備されております。

3. 親会社等との間の取引に関する事項

取引条件及び取引条件の決定方針等

- * 業務委託料、事務所家賃等は市場実勢価格等を勘案し、交渉の上決定します。
- * 出向負担金、経営管理料は、ジャパンホームシールド株式会社との確認書に基づき、交渉の上決定しております。

4. 個人情報の取り扱い

個人情報に関する取扱いについて (個人情報保護宣言)

当社は、個人情報を適正に取扱うことが社会的責務であり重要であると認識し、「個人情報の保護に関する法律（以下個人情報保護法といいます。）」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「マイナンバー法」といいます。）」その他の関連法令、「金融分野における個人情報に関するガイドライン」その他のガイドラインや一般社団法人少額短期保険協会の「個人情報保護方針」等を遵守して、お客さまの個人情報の保護に努めてまいります。

1. 個人情報の取得

当社は、業務上必要な範囲内で、かつ適法で公正な手段により個人情報を取得します。

2. 個人情報の利用目的

弊社は、取得した個人情報を次の目的および下記 5. 6. に掲げる目的に利用し、当該目的以外には利用しません。

- (1) 当社が取扱う商品の案内、募集および販売（契約の維持、管理を含みます。）
- (2) 上記（1）に付帯、関連するサービスの案内、提供および管理
- (3) 保険契約の適正な引受、維持管理、保険金の支払い
- (4) グループ会社、提携先企業等の商品およびサービスに関する情報の案内
- (5) 各種イベント、キャンペーン、セミナーの案内、各種情報の提供
- (6) 再保険の契約、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
- (7) 当社が有する債権の回収
- (8) 市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品・サービスの開発・研究
- (9) 代理店等販売の新設・維持管理
- (10) お問い合わせ・依頼等への対応
- (11) その他お客さまのお取引を適切かつ円滑に履行するために行う業務

3. 個人データの第三者への提供

- (1) 当社は、次の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。
 - ・法令に基づく場合
 - ・当社の業務上必要な範囲内で、保険代理店を含む委託先に提供する場合
 - ・再保険の手続きをする場合
 - ・当社のグループ会社・提携先企業との間で共同利用を行う場合
(下記「5. グループ会社・提携先企業との共同利用について」をご覧ください。)
 - ・少額短期保険協会等との間で共同利用を行う場合
(下記「6. 支払時情報交換制度」をご覧ください。)
- (2) 当社は、法令で求められる範囲内で、個人データを第三者に提供した場合には当該提供に関する事項（いつ、どのような提供先に、どのような個人データを提供したか等）について記録し、個人データを第三者から取得する場合には当該取得に関する事項（いつ、どのような提供元から、どのような個人データを取得したか、提供元の第三者がどのように当該データを取得したか等）について確認・記録します。

4. 個人データの取扱いの委託

当社は利用目的の達成に必要な範囲において、お客さまの個人データの取扱いを他の事業者へ委託することがあります。お客さまの個人データの取扱いを委託する場合は、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

当社では、例えば、以下のような場合に、個人データの取扱いを委託します。

(委託する業務の例)

- ・ 保険契約の募集に関わる業務
- ・ 損害調査に関わる業務
- ・ 情報システムの開発・運用に関わる業務
- ・ 保険証券の作成・発送に関わる業務など

5. グループ会社・提携先企業との共同利用

前記 2. に記載した利用目的のために当社はジャパンホームシールド株式会社との間で、以下のとおり個人データを共同利用することがあります。

- (1) 個人データの項目
住所、氏名、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書などに記載された契約内容および事故状況、保険金支払状況など
- (2) 個人データの管理責任者
 - ・ 住生活少額短期保険株式会社
 - ・ 共同して利用するグループの会社
ジャパンホームシールド株式会社：[\(http://www.j-shield.co.jp/\)](http://www.j-shield.co.jp/)

6. 支払時情報交換制度

当社は、保険金等のお支払が正しく、正確に行われることを目的として、(社)日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および、特定の損害保険会社等との間で保険契約に関する所定の情報を相互照会することがあります。

7. センシティブ情報の取扱い

当社は、個人情報保護法第2条3項に定める要配慮個人情報ならびに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療および性生活に関する情報（本人、国の機関、地方公共団体、個人情報保護法第76条第1項各号もしくは同法施行規則第6条各号に掲げる者により公開されているもの、または、本人を目視し、もしくは撮影することにより取得するその外形上明らかなものを除きます。以下「センシティブ情報」といいます。）を個人情報保護法その他法令、ガイドラインで認められる場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。

8. 特定個人情報等の取扱い

当社は、番号法にて定められている個人番号および特定個人情報は、同法で限定的に明記された目的以外のために取得および利用をしません。番号法で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報の第三者への提供、共同利用を行いません。

9. 匿名加工情報の取扱い

(1) 匿名加工情報の作成

当社は、匿名加工情報（法令に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの）を作成する場合には、以下の対応を行います。

- ・法令で定める基準に従って、適正な加工を施すこと
- ・法令で定める基準に従って、削除した情報や加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために安全管理措置を講じること
- ・作成した匿名加工情報に含まれる情報の項目を公表すること
- ・作成の元となった個人情報の本人を識別するための行為をしないこと

(2) 匿名加工情報の提供

当社は、匿名加工情報を第三者に提供する場合には、提供しようとする匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目と提供の方法を公表するとともに、提供先となる第三者に対して、提供する情報が匿名加工情報であることを明示します。

(3) 匿名加工情報の取扱い

当社は、第三者が作成した匿名加工情報を取り扱う場合、作成元の個人情報の本人を識別する目的で、加工方法等の情報の取得や他の情報との照合を行いません。

10. 個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正等または利用停止等

個人情報保護法に基づく保有個人データの関する事項の通知、開示・訂正等または利用停止等に関するご請求については下記「12. お問い合わせ窓口」までお問い合わせください。

当社は、ご請求者がご本人であることをご確認させていただくとともに、弊社所定の方法により手続を行い、後日、ご回答いたします。開示請求については、ご回答にあたり、弊社所定の手数料をいただくことがあります。弊社が必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確である場合は、その結果に基づいて正確なものに変更させていただきます。

11. 個人データの安全管理措置の概要

当社は、個人データ、個人番号および特定個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他、個人データ、個人番号および特定個人情報の安全管理のため、取扱規程等の整備および安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じるとともに利用目的の達成に必要なとされる正確性・最新性を確保するために適切な措置を講じています。安全管理措置に関するご質問については下記「12. お問い合わせ窓口」までお問い合わせください。

12. お問い合わせ窓口

当社は、個人情報および特定個人情報等の取扱いに関する苦情およびご相談に対し適切かつ迅速に対応します。当社の個人情報および特定個人情報等の取扱いならびに個人データおよび特定個人情報等の安全管理措置に関するご照会、ご相談は、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ窓口】 住生活少額短期保険株式会社 カスタマーセンター

所在地：〒130-0026 東京都墨田区両国2-10-14 両国シティコア17F

電話：0120-989-616（受付時間：平日9～17時 土日祝日・年末年始を除く）

5. 指定紛争処理支援機関

当社は、指定紛争解決機関（指定ADR機関）に加入しています。

※ADR [Alternative Dispute Resolution（裁判外紛争解決）] とは、身の回りに起こるトラブルを裁判ではなく中立・公正な第三者に関わってもらいながら柔軟な解決を図る手続きです。

（金融ADR制度について）

金融分野の裁判外紛争解決制度であり、金融商品やサービスの苦情に対する確に対応する体制作りを通じて利用者保護の充実を図ることを目的としたものです。

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本少額短期保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

お客様（ご契約者等）が当社との間で問題を解決できない場合には、同協会にご相談いただくか、解決の申立てを行うことができます。

同協会内の、「少額短期ほけん相談室」（指定紛争解決機関）が窓口になります。

（少額短期ほけん相談室 [指定紛争解決機関]）

一般社団法人日本少額短期保険協会内に設置された、少額短期保険業者の営業活動に関する苦情や紛争に対応するための専門組織です。

受け付けた苦情について少額短期保険業者に解決を依頼するなど、適正な解決に努めるとともに、当事者間で問題の解決がつかない場合には、専門の知識や経験を有する弁護士などが中立・公正な立場から紛争解決手続を実施します。なお、同相談室が取り扱う苦情や紛争の範囲は、一般社団法人日本少額短期保険協会と指定紛争解決機関に関する手続実施基本契約を締結した少額短期保険業者に関連するものに限られます。

少額短期ほけん相談室（指定紛争解決機関）

所在地：〒104-0032 東京都中央区八丁堀三丁目12番8号 HF八丁堀ビルディング2F

フリーダイヤル 0120-82-1144（受付時間：平日9時～12時、13時～17時 土日祝日を除く）

6. 反社会的勢力への対応

当社は、反社会的勢力等との関係の遮断および不当要求等に対する拒絶を徹底し、下記の通り「反社会的勢力に対する基本方針」を定めております。

反社会的勢力に対する基本方針

当社は、適切かつ健全な少額短期保険事業を行うにあたり、2007年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会において決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」等を遵守するとともに、当社の「コンプライアンス規程」に準拠して、反社会的勢力に断固たる態度で対応し、関係を遮断するため、以下に基づき、対応を行います。

1. 取引を含めた一切の関係遮断

当社は、反社会的勢力排除に向けた社会的責任、および反社会的勢力により当社、当社社員および顧客等が受ける被害防止の重要性を十分認識し、反社会的勢力との関係遮断を重視した業務運営を行います。

2. 組織としての対応

当社は、反社会的勢力に対しては、組織的な対応を行い、従業員の安全確保を最優先に行動します。

3. 裏取引や資金提供の禁止

当社は、反社会的勢力に対しては、組織的な対応を行い、従業員の安全確保を最優先に行動します。

4. 外部専門機関との連携

当社は、反社会的勢力への対応に際し、適切な助言・協力を得ることができるよう、平素より警察、全国暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関等との連携強化を図ります。

5. 有事における民事および刑事の法的対応

当社は、反社会的勢力からの不当要求等に対しては、民事と刑事の両面から、積極的に法的対応を行います。

IV. 主要な業務の状況

1. 直近の事業年度における業務の概況

<事業の経過および成果等>

当会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、大きな振幅を伴いながら、総じて厳しい状態が続きました。とりわけ、4月から5月にかけては、我が国初の「緊急事態宣言」が発出され、社会・経済活動を大幅に制限する措置が講じられ、海外経済の落ち込みに伴う輸出の減少、インバウンド需要の蒸発的な減少、外出自粛や営業制限などに伴う国内個人消費の減少と総需要が大幅に減少し、わが国の景気は、極めて厳しい状態に陥った。

こうした状況下の中、当社がターゲットとしている中古住宅流通市場においても、前年までは好調に推移していた成約件数が2020年度は前年を下回る結果となった。とりわけ、4月、5月の落ち込みが年間の減少に大きく影響したものと考えられる。

以上のような環境の中で、当社事業においても前半は外出自粛、移動制限等の影響を受け、営業活動が停滞したものの、年後半は、テレワーク、オンライン商談の推進等により、徐々に需要の掘り起しが進み、復調の兆しが出てきております。また、地場の不動産事業者様を中心に設備補償に対する引き合いが増えており、市場の裾野拡大が感じられる状況となってきております。

この結果、年後半は前年を上回る受注を獲得できましたが、前半の営業活動の停滞が影響し、当期の保険料収入は22,973千円（前期比52.8%増）、経常損失は34,142千円（前期比3.3%増）、当期純損失は22,890千円（前期比2.4%増）となりました。

<当社が対処すべき課題>

2020年は新型コロナウイルス感染拡大に伴う営業活動の制限や消費機会の低下により、当社の事業活動にも一定の影響を受けました。一方で、従業員の安全確保と事業活動継続に取り組み、安定してサービスを供給できる体制を維持してまいりました。

今後の事業及び業績への影響については長期化した場合も想定し引き続き注視してまいります。

2. 主要な業務の状況

(1) 主要な業務の状況を示す指標

(単位：千円)

項目	2018年度	2019年度	2020年度
正味収入保険料	4,078	3,046	1,639
経常収益	71,400	21,728	23,132
保険引受利益	▲42,899	▲54,448	▲47,743
経常利益	▲6,682	▲28,608	▲34,142
当期純利益	▲4,529	▲22,337	▲22,890
正味損害率	21.1%	19.9%	26.2%
正味事業費率	215.6%	1077.2%	2156.6%
利息および配当金収入	—	—	—
資本金 (発行株式総数)	85,000 (3,400株)	85,000 (3,400株)	135,000 (5,400株)
純資産額	161,004	138,666	215,776
総資産額	177,992	163,811	256,938
責任準備金残高	2,925	1,204	1,089
貸付金残高	—	—	—
有価証券残高	—	—	—
ソルベンマージン比率	12100.5%	11216.3%	17668.3%
配当性向	—	—	—
従業員数	6	5	4

3. 直近の2事業年度における業務の状況

(1) 主要な業務の状況を示す指標等

① 正味収入保険料

(単位：千円)

項目	年度	2019年度		2020年度	
		金額	構成比	金額	構成比
既存住宅設備保険		3,046	100%	1,608	98.1%
住設機器保険		-	-	30	1.9%
合計		3,046	100%	1,639	100.0%

※正味収入保険料とは、元受正味保険料から出再契約の支払再保険料を控除したものをいいます。

② 元受正味保険料

(単位：千円)

項目	年度	2019年度		2020年度	
		金額	構成比	金額	構成比
既存住宅設備保険		7,908	100%	11,913	98.5%
住設機器保険		-	-	183	1.5%
合計		7,908	100%	12,096	100.0%

※元受収入保険料とは、元受保険料から元受解約返戻金および元受その他返戻金を控除したものをいいます。

③ 支払再保険料

(単位：千円)

項目	年度	2019年度		2020年度	
		金額	構成比	金額	構成比
既存住宅設備保険		4,861	100%	10,304	98.5%
住設機器保険		-	-	152	1.5%
合計		4,861	100%	10,456	100.0%

※支払再保険料とは、再保険料から再保険返戻金およびその他再保険収入を控除したものをいいます。

④ 保険引受損失

(単位：千円)

項目	年度	2019年度		2020年度	
		金額	構成比	金額	構成比
既存住宅設備保険		▲54,448	100%	▲47,072	98.6%
住設機器保険		-	-	▲671	1.4%
合計		▲54,448	100%	▲47,743	100.0%

※保険引受損失とは、経常損失から保険引受以外に係る収支を控除したものをいいます。

⑤ 正味支払保険金

(単位：千円)

項目	年度	2019年度		2020年度	
		金額	構成比	金額	構成比
既存住宅設備保険		606	100%	431	100.0%
住設機器保険		-	-	0	0%
合計		606	100%	431	100.0%

※正味支払保険金とは、元受正味保険金から出再契約の回収再保険金を控除したものをいいます。

⑥ 元受正味保険金

(単位：千円)

項目	年度	2019年度		2020年度	
		金額	構成比	金額	構成比
既存住宅設備保険		6,069	100%	4,314	100.0%
住設機器保険		-	-	0	0.0%
合計		6,069	100%	4,314	100.0%

※元受正味保険金とは、元受契約の支払保険金から元受保険金戻入を控除したものをいいます。

⑦ 回収再保険金

(単位：千円)

項目	年度	2019年度		2020年度	
		金額	構成比	金額	構成比
既存住宅設備保険		5,462	100%	3,883	100%
住設機器保険		-	-	0	0.0%
合計		5,462	100%	3,883	100%

※回収再保険金とは、再保険金から再保険金割戻を控除したものをいいます。

(2) 保険契約に関する指標等

① 契約者配当金の額

該当ありません。

② 正味損害率、正味事業費率及び正味合算率

項目	年度	2019年度			2020年度		
		正味損害率	正味事業費率	正味合算率	正味損害率	正味事業費率	正味合算率
既存住宅設備保険		19.9%	1077.2%	1097.1%	26.2%	2196.9%	2223.1%
住設機器保険		-	-	-	0%	1406.9%	1406.9%
合計		19.9%	1077.2%	1097.1%	26.2%	2156.6%	2182.8%

※正味損害率 = 正味支払保険金 ÷ 正味収入保険料

※正味事業費率 = 正味事業費 ÷ 正味収入保険料

※正味合算率 = 正味損害率 + 正味事業費率

※正味事業費 = 事業費 - 再保険手数料

③ 出再控除前の元受損害率、元受事業費率及び元受合算率

項目	年度	2019年度			2020年度		
		正味損害率	正味事業費率	正味合算率	正味損害率	正味事業費率	正味合算率
既存住宅設備保険		76.7%	468.9%	545.7%	35.6%	346.5%	382.1%
住設機器保険		-	-	-	0%	364.7%	364.7%
合計		76.7%	468.9%	545.7%	35.6%	346.3%	381.9%

※元受損害率 = 元受正味保険金 ÷ 元受正味保険料

※元受事業費率 = 事業費 ÷ 元受正味保険料

※元受合算率 = 元受損害率 + 元受事業費率

④ 出再先保険会社の数と出再保険料の上位5社の割合

	2019年度	2020年度
出再保険会社の数	1社	1社
出再保険料の上位5社の割合	100%	100%

⑤ 支払保険料の格付けごとの割合

	2019年度	2020年度
A-以上	100%	100%
BBB以上	—	—
その他	—	—
合計	100%	100%

※格付け区分は、S&Pグローバル・レーディング・ジャパン株式会社（S&P社）の格付けを使用しています。
 ※各年度3月末時点の格付けに基づいています。

⑥ 未収再保険金の額

(単位：千円)

項目	年度	2019年度		2020年度	
		金額	構成比	金額	構成比
既存住宅設備保険		1,125	100%	506	100%
住設機器保険		—	—	0	0.0%
合計		1,125	100%	506	100%

(3) 経理に関する指標等

① 支払備金

(単位：千円)

項目	年度	2019年度	2020年度
既存住宅設備保険		160	117
住設機器保険		—	0
合計		160	117

② 責任準備金

(単位：千円)

項目	年度	2019年度	2020年度
既存住宅設備保険		1,204	1,079
住設機器保険		—	9
合計		1,204	1,089

③ 利益準備金及び任意積立金の区分ごとの残高

該当ありません。

④ 損害率の上昇に対する経常利益または経常損失の変動

損害率の上昇シナリオ	発生損害率が1%上昇すると仮定します。	
計算方法	正味既経過保険料×1%	
経常損失増加額	2019年度	2020年度
	25千円	13千円

※収支残による影響をのぞいています。

(4) 資産運用に関する指標等

① 資産運用の概況

(単位：千円)

項目	年度	2019年度		2020年度	
		金額	構成比	金額	構成比
現預金		17,077	10.4%	91,055	35.4%
金銭信託		—	—	—	—
有価証券		—	—	—	—
運用資産計		17,077	10.4%	91,055	35.4%
総資産額		163,811	100%	256,938	100%

(注) 現預金の金額は、預貯金に係る未収収益を含みます。

② 利息配当収入の額および運用利回り

(単位：千円)

項目	年度	2019年度		2020年度	
		金額	利回り	金額	利回り
現預金		—	—	—	—
金銭信託		—	—	—	—
有価証券		—	—	—	—
運用資産計		—	—	—	—
総資産額		—	—	—	—

③ 保有有価証券の種類別の残高および合計に対する構成比
該当ありません。

④ 保有有価証券利回り
該当ありません。

⑤ 有価証券の種類別の残存期間別残高
該当ありません。

(5) 責任準備金の残高の内訳

(単位：千円)

	2019年度			2020年度		
	既存住宅 設備保険	住設 機器保険	合計	既存住宅 設備保険	住設 機器保険	合計
普通責任準備金	958	—	958	797	8	806
異常危険準備金	246	—	246	282	0	283
契約者配当準備金	—	—	—	—	—	—
合計	1,204	—	1,204	1,079	9	1,089

(6) ソルベンシー・マージン比率

(単位：千円)

項目	2019年度	2020年度
(A) ソルベンシー・マージン総額	33,206	99,787
① 純資産の部の合計額(繰延資産等控除後の額)	32,960	99,504
② 価格変動準備金	—	—
③ 異常危険準備金	246	283
④ 一般貸倒引当金	—	—
⑤ その他有価証券評価差額(税効果控除前)(99%または100%)	—	—
⑥ 土地含み損益(85%又は100%)	—	—
⑦ 契約者配当準備金の一部(除、翌期配当所要額)	—	—
⑧ 将来利益	—	—
⑨ 税効果相当額	—	—
⑩ 負債性資本調達手段等	—	—
告示(第14号)第2条第3項第5号イに掲げるもの(10(a))	—	—
告示(第14号)第2条第3項第5号ロに掲げるもの(10(b))	—	—
(B) リスクの合計 $\sqrt{(R1^2+R2^2)}+R3+R4$	592	1,129
保険リスク相当額	436	234
R1 一般保険リスク相当額	431	231
R4 巨大災害リスク相当額	5	2
R2 資産運用リスク相当額	361	1,062
価格変動等リスク相当額	—	—
信用リスク相当額	170	910
子会社等リスク相当額	—	—
再保険リスク相当額	145	120
再保険回収リスク相当額	44	32
R3 経営リスク相当額	23	38
(C) ソルベンシー・マージン比率 $[(A) / \{(B) \times 1/2\}]$	11216.3%	17668.3%

(注) 上記の金額および数値は、保険業法施行規則第211条の59および第211条の60ならびに平成18年金融庁告示第14号の規定に基づいて算出しています。

(7) 時価情報等

① 有価証券

該当ありません。

② 金銭の信託

該当ありません。

V. 経理の状況

1. 計算書類等

(1) 貸借対照表

(単位：千円)

	2019年度 (2020年3月31日現在)	2020年度 (2021年3月31日現在)
(資産の部)		
現金及び預貯金	17,077	91,055
現金	-	-
預貯金	17,077	91,055
金銭の信託	-	-
有価証券	-	-
国債	-	-
地方債	-	-
その他の証券	-	-
有形固定資産	-	-
土地	-	-
建物	-	-
リース資産	-	-
建設仮勘定	-	-
その他の有形固定資産	-	-
無形固定資産	10,228	7,910
ソフトウェア	10,228	7,910
のれん	-	-
リース資産	-	-
その他の無形固定資産	-	-
代理店貸	-	-
再保険貸	4,493	3,218
その他資産	106,902	118,094
未収金	-	-
代理業務貸	-	-
未収保険料	561	1,203
前払費用	-	-
未収収益	-	-
預託金	-	-
仮払金	-	-
保険業法第113条繰延資産	98,862	112,625
その他の資産	7,478	4,265
前払年金費用	-	-
繰延税金資産	15,110	26,658
再評価に係る繰延税金資産	-	-
供託金	10,000	10,000
資産の部合計	163,811	256,938

(単位：千円)

	2019年度 (2020年3月31日現在)	2020年度 (2021年3月31日現在)
(負債の部)		
保険契約準備金	1,365	1,206
支払備金	160	117
責任準備金	1,204	1,089
普通責任準備金	958	806
異常危険準備金	246	283
契約者配当準備金	-	-
代理店借	75	126
再保険借	1,850	3,799
短期社債	-	-
社債	-	-
新株予約権付社債	-	-
その他負債	19,364	33,950
代理業務貸	-	-
借入金	15,000	30,000
未払法人税等	292	294
未払金	344	-
未払費用	3,530	3,463
前受収益	189	192
預り金	7	0
資産除去債務	-	-
仮受金	-	-
その他の負債	-	-
退職給付引当金	-	-
役員退職慰労引当金	-	-
その他の引当金	2,488	2,079
価格変動準備金	-	-
繰延税金負債	-	-
再評価に係る繰延税金負債	-	-
負債の部 合計	25,144	41,161
(純資産の部)		
資本金	85,000	135,000
新株式申込証拠金	-	-
資本剰余金	85,000	135,000
資本準備金	85,000	135,000
その他資本剰余金	-	-
利益剰余金	△31,333	△54,223
利益準備金	-	-
その他利益剰余金	△31,333	△54,223
退職金関係積立金	-	-
不動産圧縮積立金	-	-
社会更正事業増進積立金	-	-
その他の積立金	-	-
繰越利益剰余金	△31,333	△54,223
自己株式	-	-
自己株式申込証拠金	-	-
株主資本合計	138,666	215,776
その他有価証券評価差額金	-	-
繰延ヘッジ損益	-	-
土地再評価差額金	-	-
評価・換算差額等合計	-	-
新株予約権	-	-
純資産の部 合計	138,666	215,776
負債及び純資産の部合計	163,811	256,938

(貸借対照表に関する注記事項)

1. 自社利用のソフトウェアの減価償却については、社内における利用可能期間(5年間)に基づく定額法を採用しております。
2. 賞与引当金は従業員の賞与に充てるため支給見込額を基準に計上しています。
3. 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。ただし、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式です。
なお、資産に係る控除対象外消費税等については5年間の均等償却を行っています。
4. 責任準備金は保険業法施行規則第211条の46の規定に基づく準備金であり、同第1項第1号イに規定する未経過保険料については、純保険料等に基づく算出方法により計算しています。
5. 金融商品の状況に関する注記
 - (1)金融商品の状況に関する注記
少額短期保険会社の資産運用は、預貯金(外貨建てを除く)・国債・地方債等に限定されている上、当社では安定性・流動性の確保から預貯金による運用を基本方針としています。
 - (2)金融商品の時価等に関する事項
2021年3月31日(当期の決算日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預貯金	91,055	91,055	0
(2)再保険貸	3,218	3,218	0
(3)未収保険料	1,203	1,203	0
(4)再保険借	(3,799)	(3,799)	0
(5)未払費用	(3,463)	(3,463)	0
(6)前受保険料	(192)	(192)	0

* 負債で計上されているものについては()書きで表示しています。

(注) 金融商品の時価の算定方法

当社が保有する金融商品のうち重要性のあるものは上記表のとおりであります。これらは短期間当社が保有する金融商品のうち重要性のあるものは上記表のとおりであります。これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価格にほぼ等しいことから、当該帳簿価格によっています。

6. 繰延税金資産の総額は、26,658千円です。その主な発生の原因別内訳は、賞与引当金繰入超過額 698千円、繰越欠損金 25,863千円です。
7. 当期末における支払備金及び責任準備金の内訳は、次のとおりです。

(支払備金)

支払備金(出再支払備金控除前)	293千円
同上にかかる出再支払備金	264千円
差引(イ)	29千円
IBNR備金(出再IBNR備金控除前)	881千円
同上にかかる出再IBNR備金	793千円
差引(ロ)	88千円
計(イ+ロ)	117千円

(責任準備金)

責任準備金(出再責任準備金控除前)	8,062千円
同上にかかる出再責任準備金	7,255千円
差引(イ)	806千円
異常危険準備金(ロ)	283千円
計(イ+ロ)	1,089千円

8. 1株当たりの純資産額は 39,958 円 62 銭であります。算定の基礎である純資産額は 215,776千円であり、その全額が①普通株式200株、②A種類株式5,200株に係るものです。
* A種類株式は、株主総会において議決権を行使することができない議決権制限付株式です。
9. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

(2) 損益計算書

(単位：千円)

科目	年度	2019年度 2019年4月1日から 2020年3月31日まで	2020年度 2020年4月1日から 2021年3月31日まで
経常収益		21,728	23,132
保険料等収入		19,923	22,973
保険料		7,922	12,115
再保険収入		12,001	10,858
回収再保険金		5,462	3,883
再保険手数料		4,270	6,540
再保険返戻金		12	17
その他再保険収入		2,255	417
支払備金戻入額		83	43
責任準備金戻入額		1,721	115
資産運用収益		-	-
利息及び配当金収入		-	-
預貯金利息		-	-
有価証券利息・配当金		-	-
その他利息配当金		-	-
有価証券売却益		-	-
有価要件償還益		-	-
その他運用収益		-	-
経常費用		50,337	57,275
保険金等支払金		13,214	15,225
保険金		6,069	4,314
給付金		-	-
解約返戻金		14	19
その他返戻金		-	-
契約者配当金		-	-
再保険料		7,130	10,891
責任準備金等繰入額		-	-
支払備金繰入額		-	-
責任準備金繰入額		-	-
資産運用費用		-	-
事業費		62,963	55,650
営業費及び一般管理費		56,008	49,750
うちのれん償却額		-	-
税金		50	385
減価償却費		6,903	5,514
退職給付引当金繰入額		-	-
その他経常費用		16,521	22,687
保険業法第113条繰延資産償却額		16,485	22,525
その他経常費用		36	161
保険業法第113条繰延額		△42,3611	△36,288
経常損失		△28,608	△34,142
特別利益		-	-
特別損失		4,438	-
契約者配当準備金繰入額		-	-
税引前当期純損失		△33,047	△34,142
法人税及び住民税		317	295
法人税等調整額		△11,026	△11,548
法人税等合計		△10,709	△11,252
当期純損失		△22,337	△22,890

(損益計算書に関する注記事項)

1. 関係会社との取引による費用総額は 36,058千円です。
2. (1) 正味収入保険料は、1,639千円です。
(2) 正味支払保険金は、431千円です。
(3) 支払備金戻入額の内訳は次の通りです。

支払備金戻入額(出再支払備金控除前)	208千円
同上にかかる出再支払備金戻入額	187千円
差引戻入額(イ)	20千円
IBNR備金戻入額(出再IBNR備金控除前)	225千円
同上にかかる出再IBNR備金戻入額	202千円
差引戻入額(ロ)	22千円
計戻入額(イ+ロ)	43千円

- (4) 責任準備金の内訳は次の通りです。

責任準備金戻入額(出再責任準備金控除前)	1,521千円
同上にかかる出再責任準備金戻入額	1,369千円
差引戻入額(イ)	152千円
異常危険準備金繰入額(ロ)	36千円
計戻入額(イ+ロ)	115千円

- (5) 利息及び配当金等収入は、ありません。

3. 1株当たりの当期純損失は 4,238円 93銭であります。算定上の基礎である当期純損失は22,890千円であり、その全額が①普通株式200株、②A種類株式5,200株に係るものです。

4. 関連当事者との取引は以下のとおりです。

(単位：千円)

属性	会社等の名称	議決権の 所有権割合	取引の内容	取引金額
親会社	ジャパンホームシールド 株式会社	直接50%	出向者負担金	31,667
			家賃・共益費等	2,640
			事務代行委託費	660
			代理店手数料	1,008
			事務費等	54
			支払金利	27

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 取引条件は、市場実勢を勘案して、交渉の上で決定しています。

5. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

(3) 株主資本等変動計算書

2019年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	85,000	85,000	-	85,000
新株の発行	-	-	-	-
剰余金の配当	-	-	-	-
当期純利益	-	-	-	-
自己株式の処分	-	-	-	-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	85,000	85,000	-	85,000

	株主資本				
	利益剰余金			自己株式	株主資本 合計
	利益準備金	その他資本剰余金 繰越利益剰余金	資本剰余金合計		
当期首残高	-	△8,995	△8,995	-	161,004
新株の発行	-	-	-	-	-
剰余金の配当	-	-	-	-	-
当期純利益	-	△22,337	△22,337	-	△22,337
自己株式の処分	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	△22,337	△22,337	-	△22,337
当期末残高	-	△31,333	△31,333	-	138,666

	評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	-	-	-	-	-	161,004
新株の発行	-	-	-	-	-	-
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-
当期純利益	-	-	-	-	-	△22,337
自己株式の処分	-	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△22,337
当期末残高	-	-	-	-	-	138,666

2020年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	85,000	85,000	-	85,000
新株の発行	50,000	50,000	-	50,000
剰余金の配当	-	-	-	-
当期純利益	-	-	-	-
自己株式の処分	-	-	-	-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	-	-	-
当期変動額合計	50,000	50,000	-	50,000
当期末残高	135,000	135,000	-	135,000

	株主資本				
	利益剰余金			自己株式	株主資本 合計
	利益準備金	その他資本剰余金 繰越利益剰余金	資本剰余金合計		
当期首残高	-	△31,333	△32,333	-	138,666
新株の発行	-	-	-	-	100,000
剰余金の配当	-	-	-	-	-
当期純利益	-	△22,890	△22,890	-	△22,890
自己株式の処分	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	△22,890	△22,890	-	77,109
当期末残高	-	△54,223	△54,223	-	215,776

	評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	-	-	-	-	-	138,666
新株の発行	-	-	-	-	-	100,000
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-
当期純利益	-	-	-	-	-	△22,890
自己株式の処分	-	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	77,109
当期末残高	-	-	-	-	-	215,776

（注）発行済株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	前期末	当期増加	当期減少	当期末
普通株式	200株	0	0	200株
A種類株式	3,200株	2,000株	0	5,200株
計	3,400株	2,000株	0	5,400株

※A種類株式は、株主総会において議決権を行使することができない制限付株式です。

(4) キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科目	年度	2019年度 (2020年3月31日)	2020年度 (2021年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期純利益(△は損失)		△33,047	△33,142
減価償却費		11,342	5,514
保険業法第113条繰延資産償却費		16,485	22,525
支払備金の増加額(△は減少)		△83	△43
責任準備金の増加額(△は減少)		△1,721	△115
契約者配当準備金繰入額		-	-
退職給付引当金の増加額(△は減少)		-	-
役員退職慰労引当金の増加額(△は減少)		-	-
価格変動準備金の増加額(△は減少)		-	-
利息及び配当金等収入		-	-
有価証券関係損益(△は益)		-	-
支払利息		36	-
為替差損益(△は益)		-	-
有形固定資産関係損益(△は益)		-	-
代理店貸の増加額(△は増加)		-	-
再保険貸の増加額(△は増加)		△1,376	1,274
その他資産(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は増加)		1,560	△626
代理店借の増加額(△は減少)		40	50
再保険借の増加額(△は減少)		△750	1,948
その他負債(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は減少)		△4,337	△663
その他		-	-
小計		△11,852	△4,278
利息及び配当金等の受取額		-	-
利息の支払額		△28	△161
契約者配当金の支払額		-	-
その他		-	-
法人税等の支払額		△314	△293
営業活動によるキャッシュ・フロー		△12,195	△4,733
投資活動によるキャッシュ・フロー			
預貯金の純増減額(△は増加)		-	-
有価証券の取得による支出		-	-
有価証券の売却・償還による収入		-	-
保険業法第113条繰延資産の取得による支出		△43,361	△36,288
その他		△12,343	-
投資活動によるキャッシュ・フロー		△54,704	△36,288
財務活動によるキャッシュ・フロー			
借入れによる収入		15,000	15,000
借入金の返済による支出		-	-
社債の発行による収入		-	-
社債の償還による支出		-	-
株式の発行による収入		-	10,000
自己株式の取得による支出		-	-
配当金の支払額		-	-
その他		-	-
財務活動によるキャッシュ・フロー		15,000	115,000
現金及び現金同等物に係る換算差額		-	-
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)		△51,899	73,977
現金及び現金同等物期首残高		68,977	17,077
現金及び現金同等物期末残高		17,077	91,055

(5) 事業費の明細

(単位：千円)

区分	年度	2019年度 (2020年3月31日現在)	2020年度 (2021年3月31日現在)
営業費		1,331	1,903
代理店手数料		689	1,061
営業職員経費		—	—
広告宣伝費		163	616
その他営業費		478	225
一般管理費		54,676	47,847
人件費		33,693	30,914
物件費		20,982	16,932
合計		56,008	49,750

財務諸表の適正性と財務諸表作成について

当社取締役社長は、当社の2020年4月1日から2021年3月31日までの事業年度に係る財務諸表等に不実の記載がないものと認識しています。

2021年7月発行



〒130-0026 東京都墨田区両国2-10-14 両国シティコア17F

TEL : 03-6872-1251

URL : <http://www.js-ssi.co.jp>